

○合同庁舎の管理者の指定等について

〔昭和 43 年 8 月 27 日〕
蔵理第 1676 号

改正 昭和44年12月19日蔵理第5427号
平成元年 4月 1日 同 第1668号
同 6年 3月31日 同 第1540号
同 12年12月26日 同 第4612号
同 18年 4月28日財理第1685号
令和元年 7月 5日 同 第2378号
同 元年 9月20日 同 第3217号
同 3年 3月19日 同 第 951号
同 4年 5月12日 同 第1734号

大蔵省理財局長から財務局長宛

国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 5 条の 2 の規定に基づく、「二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要があるもので、財務大臣が指定する財産」（以下「統一的管理財産」という。）及び「当該財産を所管する各省各庁の長」（以下「管理者」という。）の指定については、その処理権限が財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）に委任されたことに伴い、その取扱いを下記のとおり定めたので、事務処理に遺憾のないようにされた。

なお、各省各庁の長に対する管理者等の指定通知は、当該管理者の委任を受けて当該統一的管理財産の管理事務を実施することとなる部局等の長（以下「管理部局等の長」という。）に対し行う旨、各省各庁の長に対して別途通知済みであるから申し添える。

おって次の通達は廃止する。

昭和 43 年 4 月 8 日付蔵国有第 555 号通達「合同庁舎の管理者の指定等について」

記

第 1 予定管理部局等の長

1 予定管理部局等の長の選定

財務局長等は、理財局長から合同庁舎の新営予算（調査費を含む。）の決定通知を受けたとき又は令和元年 9 月 20 日付財理第 3216 号「市街地再開発事業等に伴い取得する権利床を庁舎として活用する場合等の取扱いについて」通達（以下「権利床通達」という。）別添第 6 の 1 に基づき理財局長から入居官署の選定通知を受けた場合であって合同庁舎として使用させるときは、次の各号の一に該当する者を、当該合同庁舎の完成後において管理者の委任を受け管理事務を実施することとなる部局等の長（以下「予定管理部局等の長」という。）として選定するものとする。

なお、この基準により難い特別の事情があると認めるときは、財務局長等が適当と認める部局等の長を選定することができる。

- (1) 財務省の部局等の長又は財務事務所長が入居する場合には、当該部局等の長又は当該財務事務所長を所轄する財務局長等
- (2) 財務省の部局等の長又は財務事務所長が入居しない場合には、使用面積の多い部局等の長
- (3) 入居官署の全部が部局等の長以外の場合には、使用面積の多い官署を所轄する部局等の長

2 予定管理部局等の長の選定通知

財務局長等は、1により予定管理部局等の長を選定したときは、直ちに第1号様式により当該予定管理部局等の長、当該合同庁舎に入居することとなる官署（以下「入居予定官署」という。）の長及び地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に通知するものとする。

第2 統一的管理財産の指定に当たっての事前措置

財務局長等は、合同庁舎の完成に伴い当該合同庁舎及びその敷地を一括し統一的管理財産として指定できるようにするため、第3に定める資料の提出を受ける時まで原則として次に定めるところにより合同庁舎敷地を確保するよう指導するものとする。

- 1 財務省所管普通財産（以下「普通財産」という。）を合同庁舎敷地に充てようとする場合には、財務大臣から予定管理部局等の長を所轄する各省各庁の長（以下「予定管理者」という。）に所管換する。
- 2 普通財産以外の国有財産を合同庁舎敷地に充てようとする場合には、当該財産の所管大臣から予定管理者に所管換する。

なお、国費支弁により国土交通大臣が取得した合同庁舎敷地については、建物とともに国土交通大臣から予定管理者に引き渡す。
- 3 民有地等を交換により取得し合同庁舎敷地に充てようとする場合には、次に定めるところにより、予定管理者に所管換する。
 - (1) 普通財産を渡財産として交換により取得する場合には、財務大臣が交換により取得したうえ予定管理者に所管換する。
 - (2) 普通財産以外の国有財産を渡財産として交換により取得する場合には、財務大臣が当該財産の所管大臣から引継ぎを受けたのち、(1)の定めるところにより処理する。

ただし、渡財産の全部が予定管理者の所管に属する場合には、予定管理者が交換により取得する。

第3 統一的管理財産及び管理者の指定

- 1 財務局長等は、合同庁舎の完成に伴い、予定管理者が国土交通大臣から建物等を引き受けたとき又は権利床通達別添第6の1に基づき理財局長から入居官署の選定通知を受けたときは、法第5条の2の規定に基づく指定を行うための資料として速やかに予定管理部局等の長から第2号様式の別紙1から別紙5までの入居官署別人員及び使用面積表、入居官署別専用面積及び共用面積内訳表、案内図及び建物配置図、地積図及び階層別平面図（以下「資料」という。）の提出を受けるものとする。
- 2 財務局長等は1により資料の提出を受けたときは、当該資料に基づき審査検討のうえ、統一的管理財産及び管理者を指定するとともに、入居官署別の使用区分を決定し

(ただし、大臣間協議にかかるものを除く。以下使用区分を決定する場合について同じ。)第3号様式の(その1)及び(その2)により管理部局等の長、入居官署の長及び地方整備局長等(以下「関係部局等の長」という。)に通知するものとする。

第4 統一的管理財産等の変更

1 統一的管理財産の変更

(1) 財務局長等は、統一的管理財産に異動があつた場合には、管理部局等の長から、その都度第2号様式の別紙1から別紙5までのうち必要な資料(以下「必要資料」という。)の提出を受けるものとする。

(2) 財務局長等は、(1)に定めるところにより必要資料の提出を受けたときは、当該必要資料に基づき審査検討のうえ、統一的管理財産を指定するとともに入居官署別使用区分を決定し、関係部局等の長に通知するものとする。

2 管理部局等の長等の退去による管理部局等の長の変更

財務局長等は、管理部局等の長又は当該管理部局等の長が所轄する官署の長が当該合同庁舎から退去することとなる場合には、あらかじめ新たな官署を入居させることの可否、入居官署の選定及び入居官署の使用面積の変更について、所要の使用調整を行い、管理者を指定するとともに入居官署別の使用区分を決定し、関係部局等の長に通知するものとする。

3 入居官署又は入居官署別使用面積の変更

財務局長等は、合同庁舎の入居官署の長が、当該合同庁舎から退去した場合(2に掲げる場合を除く。)その他入居官署の使用面積の変更を行う必要が生じた場合には、管理部局等の長から法第14条第6号に基づく協議を受けて所要の調整を行うこととする。

第5 法第14条第6号の規定に基づく協議の省略

第4の1の(2)及び2の後段に定めるところに基づき当該合同庁舎が使用される場合には、平成6年3月31日付蔵理第1539号「国有財産法施行令第11条第11号の規定による財務大臣が定める協議を要しない場合について」通達記の4の(2)の本文に定めるところにより、法第14条第6号に基づく協議は要しないものとする。

第6 報告

財務局長等は、第3の規定に基づく指定を行った場合には、第2号様式により、第4の規定に基づく変更の指定を行った場合には第2号様式のうち変更により必要となる部分について、その都度、遅滞なく財務大臣(理財局長)あて報告するものとする。

第7 書面等の作成・通知等の方法

1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等(書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

2 電子メール等による通知等

(1) 本通達に基づく通知等の手続については、電子メール等の方法により行うことができる。

(2) 上記(1)の方法により通知等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

第1号様式（その1 新営用）

令和 年 月 日

予定管理部局等の長 殿

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇合同庁舎の新営に伴い、同庁舎の完成後は、貴省大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定なので、あらかじめ通知します。

については、当該合同庁舎完成後の管理の適正を期するため、次の事項について処理に遺憾のないようお願いします。

記

- 1 合同庁舎完成後における庁舎の管理の方法及び管理経費等についての必要な事前調整を行うこと。
- 2 合同庁舎予定敷地の所管換を受けること。
- 3 合同庁舎完成に伴い地方整備局から建物等を引き受けること。
- 4 3により財産の引受けを了した場合には、速やかに管理者の指定に必要な資料として別途指示する様式により調書を作成し、送付すること。

第1号様式（その1 権利床用）

令和 年 月 日

予定管理部局等の長 殿

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇再開発建物の竣工後は、貴省大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定なので、あらかじめ通知します。

については、当該合同庁舎完成後の管理の適正を期するため、次の事項について処理に

遺憾のないようお願いします。

記

- 1 合同庁舎の管理の方法及び管理経費等についての必要な事前調整を行うこと。
- 2 再開発建物の竣工後、財務大臣から所管換を受けること。
- 3 2により財産の引受けを了した場合には、速やかに管理者の指定に必要な資料として別途指示する様式により調書を作成し、送付すること。

第1号様式（その2 新営用）

令和 年 月 日

地方整備局長
入居予定官署の長

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇合同庁舎の新営に伴い、同庁舎の完成後は、〇〇大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定であり、当該実施機関となる〇〇局長あて別紙のとおり通知したので了知されたい。

第1号様式（その2 権利床用）

令和 年 月 日

地方整備局長
入居予定官署の長

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇再開発建物竣工後は、〇〇大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の

2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定であり、当該実施機関となる〇〇局長あて別紙のとおり通知したので了知されたい。

第2号様式

〇〇第 号
令和 年 月 日

財務大臣 殿

〇〇財務局長

合同庁舎にかかる統一的管理財産及び管理者の指定等について

昭和43年8月27日付蔵理第1676号「合同庁舎の管理者の指定等について」通達の第6の規定に基づき、別添のとおり報告します。

()

1 統一的管理財産

- (1) 所在地
- (2) 口座名
- (3) 区分、種目および数量等

区分	種目	用途	構造	数量	台帳価格
土地				m ²	円
立木竹	樹木			本	
	立木			m ²	
	竹			束	
建物				建延 m ²	
工作物					
計					

(4) 合同庁舎完成年月日

(5) 合同庁舎引継年月日

2 入居官署別人員及び使用面積

別紙1

3 管理者

- (1) 管理者として適当と認められる者

(2) 管理者選定の理由

4 管理部局等の長

5 入居官署別専用面積及び共用面積

別紙 2

6 添 付 図 面

(1) 案内図及び建物配置図 別紙 3

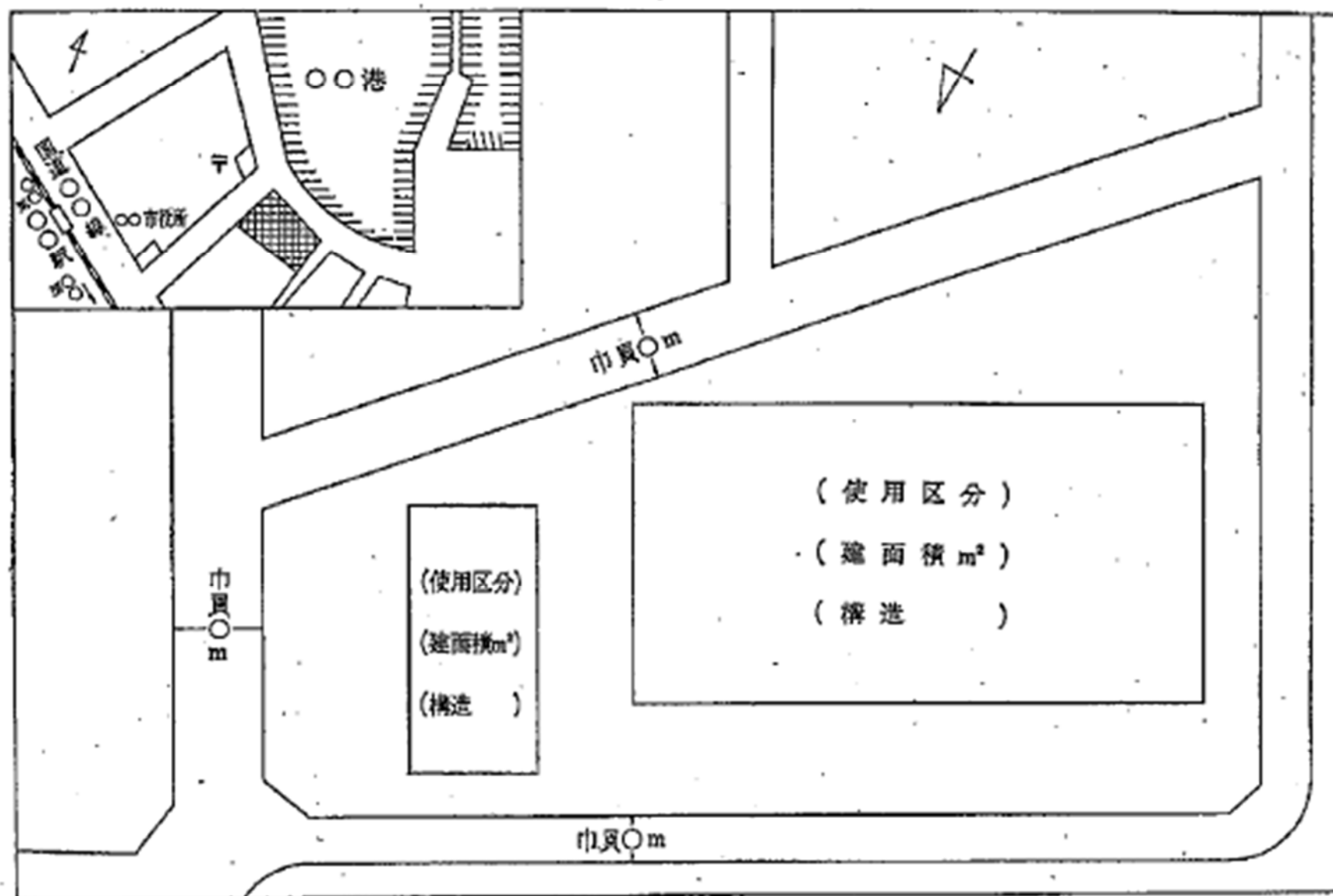
(2) 地 積 図 別紙 4

(3) 階層別平面図 別紙 5

(注) 上欄左の () 内には、「指定」、「変更」の別を記入する。

区 分		全体 数量	内 訳					
			事務室	特別室	会議室	倉庫	その他	
専 用 面 積	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	計							
共 用 面 積	厚生 施設 関係 面積	区分 部屋別	数 量	備 考				
		医 務 室						
		売 店						
		食 堂・喫 茶 店						
		浴 室						
		○ ○ 室						
		計						
	使収予 用益定 又許面 は可積	郵 便 局						
		刊行物セ ンター						
		○ ○ ○						
		計						
	そ の 他	宿 直 室						
		小 使 室						
		湯 沸 室						
		受 付 巡 視						
		便 所・洗 面 所						
		機 械 室						
		電 気 室						
		交 換 室						
		自 家 発 電 室						
		交 通 面 積						
		車 庫						
		共 用 会 議 室						
運 転 手 控 室								
○ ○ ○								
計								
合 計								

別紙 3 案内図及び建物配置図



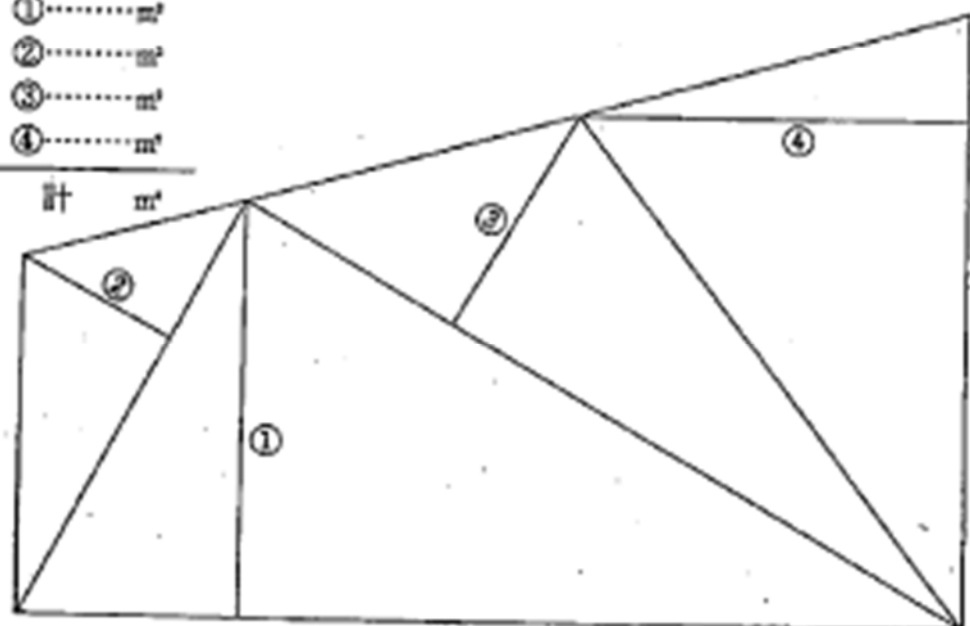
別紙 4 地 積 図

縮尺 1:000

積算根拠

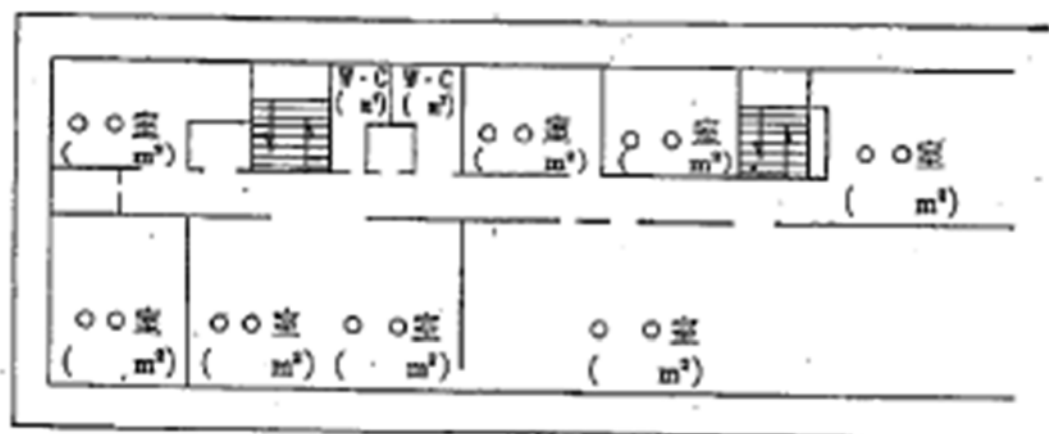
- ①..... m^2
- ②..... m^2
- ③..... m^2
- ④..... m^2

計 m^2



別紙 5 階層別平面図

○ 階



管理部局等の長 殿

〇〇財務局長

国有財産法第5条の2の規定に基づく統一的管理財産及び当該財産
にかかる管理者の指定等について

国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づき、同条に規定する「二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち、統一的に管理する必要があるもので財務大臣が指定する財産」（統一的管理財産）として別紙中2（統一的管理財産欄）に掲げる財産を指定し、「当該財産を所管する者」（管理者）として、同別紙中3（管理者欄）に掲げる者（各省各庁の長）を指定したので通知します。

なお、統一的管理財産については、別添の「合同庁舎管理要領」に基づき適正な管理を行われたい。

おつて、国有財産法第9条の規定に基づき、当該統一的管理財産に関する事務が委任され、又は当該統一的管理財産にかかる合同庁舎管理規則が制定されたときは、そのつどすみやかに資料添付の上報告されたい。

別紙

- 1 指定年月日
- 2 統一的管理財産
所在地
口座名

区分	種目	名称	構造	数量	台帳価格
土地				m ²	円
建物					
(小計)					
工作物					
計					

3 管理者

4 使用官署及び使用面積

官 署 名	面 積	備 考
専用面積	㎡	
内 備蓄倉庫		
(小計)		
共用面積		
内 備蓄倉庫		
(小計)		
合 計		

合同庁舎管理要領

- 1 国有財産法第5条の2の規定に基づき、財務大臣の指定した財産（以下「合同庁舎」という。）は、これを所管することに財務大臣が指定した者（以下「所管庁」という。）が統一的に管理しなければならない。
- 2 所管庁は、合同庁舎を使用する者（以下「使用官署」という。）に常に良好な状態において使用させ、かつ、その使用の目的に応じ最も効率的に運用するように留意して、合同庁舎の管理をしなければならない。
また、所管庁は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に照らして応急活動等及び業務継続のため使用官署が必要とする物資の備蓄機能が確保されるよう配慮するものとする。
- 3 所管庁は、使用官署及びその使用面積その他使用の範囲を決定しようとし、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ財務局長等（合同庁舎が財務事務所の管轄区域内にある場合には財務事務局長。以下同じ。）の承認を得なければならない。
- 4 所管庁は、使用官署が食堂、売店その他の職員の厚生施設等の用途に使用し、又は他のものに使用又は収益させようとするときは、あらかじめ財務局長等の承認を得なければならない。ただし、昭和46年5月12日付蔵理第2117号「国有財産法施行令第5条第1項第2号、同条第2項、第14条及び第19条の財務大臣が定めるもの又は定める場合について」通達別紙記3に掲げる場合を除く。
- 5 所管庁は、使用官署が合同庁舎に新築、増築、移築、改築、模様替、取りこわしその他の工事を施行しようとするときは、あらかじめ財務局長等の承認を得なければならない。ただし、建物の維持、保全又は補修のため行う場合で軽微なものについては、この限りでない。
- 6 所管庁は、便所、廊下、エレベーターその他使用官署が共同して使用するものの清掃、補修その他維持管理の分担区分を定めるものとする。
- 7 所管庁は、ガス、水道、電気、その他光熱水料、各所修繕費、工事費等合同庁舎の維持管理に必要な経費は、特別に予算措置をしてある場合又は特別の事情ある場合を除き、使用官署に公平に分担させるものとする。
- 8 この要領を円滑に実施し、合同庁舎を公平適正に使用するため所管庁に合同庁舎連絡会議（以下「会議」という。）を置く。会議は、所管庁、使用官署及び財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の代表者により構成する。会議で決定された事項は、記録にとどめ、それぞれこれを遵守しなければならない。
財務局長等は、必要があると認めるときは、会議で決定された事項の一部又は全部について変更させることができる。
会議の運営について必要な事項は、会議の決定に基づいて定める。

9 3、4及び5に定める財務局長等の承認については、国有財産法第14条の協議を行ったものについては、これを要しないものとする。

第3号様式（その2）

令和 年 月 日

関係部局等の長 殿

〇〇財務局長

国有財産法第5条の2の規定に基づく統一的管理財産及び当該財産
にかかる管理者の指定等について

標記の件については、別紙のとおり指定したので通知します。

別紙

〔昭和43年8月27日〕
〔蔵理第1676号〕

各省各庁の長
建設省大臣官房官庁営繕部長 殿

大蔵大臣 水田三喜男

合同庁舎の管理者の指定等について

国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく「二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要があるもので大蔵大臣が指定する財産」（以下「統一的管理財産」という。）の指定及び「当該財産を所管する各省各庁の長」以下「管理者」という。）の指定を財務局長に委任することとし、その取扱いについて、別添のとおり、通達されたので通知する。

なお、これに伴い、当該管理者の指定の通知は、今後当該管理者の委任を受けて当該統一的管理財産の管理事務を実施することとなる部局等の長に対して行うこととなるので申し添える。